



阪神水道企業団公報

令和5年12月15日(金)
第378号

毎月15日発行

目 次

◇訓 令◇

- 阪神水道企業団公用車管理規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

- 阪神水道企業団職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する規程

◇告 示◇

- 令和5年第2回阪神水道企業団議会定例会の招集

◇訓 令◇

訓令第3号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月29日

阪神水道企業団
企業長 吉田 延 雄

阪神水道企業団公用車管理規程の一部を改正する規程
阪神水道企業団公用車管理規程（平成28年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公用車の運行等)</p> <p>第11条 運転者は公用車の運転前に、公用車運転日誌に記載された運行前点検項目に従い、点検を行わなければならない。</p> <p>2から4 省略</p> <p>5 運転者は、公用車の使用後、<u>公用車運転日誌に記載された項目に従い、管理責任者に運転状況を報告しなければならない。</u></p> <p>(交通事故の処理)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 運転者は、事故発生後遅滞なく、<u>次に掲げる事項を記載した事故報告書を管理責任者に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事故車両番号</u></p> <p>(2) <u>事故発生の日時</u></p> <p>(3) <u>事故発生場所</u></p> <p>(4) <u>相手方車両番号</u></p> <p>(5) <u>相手方氏名及び連絡先</u></p> <p>(6) <u>事故の状況（人身事故、物損事故、人身及び物損事故）</u></p> <p>(7) <u>損害及び障害の程度</u></p>	<p>(公用車の運行等)</p> <p>第11条 運転者は公用車の運転前に、公用車運転日誌（様式第2号）に記載された運行前点検項目に従い、点検を行わなければならない。</p> <p>2から4 省略</p> <p>5 運転者は、公用車使用後、<u>当該車両に備え付けられた公用車運転日誌に必要事項を記入し、管理責任者に提出しなければならない。</u></p> <p>(交通事故の処理)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 運転者は、事故発生後遅滞なく、事故報告書（様式第3号）を管理責任者に提出しなければならない。</p>

(8) 事故の応急措置状況

(9) 事故発生状況(略図)

様式第2号 (第11条関係)

削除

様式第2号 (第11条関係)

公用車運転日誌

安全運転 管理者	課長(所長)	係長(課長)	係(係長)	(係)		年 月 日 曜日

使用前走行距離 km	使用後走行距離 km	实际走行距離 0 km	ガソリン給油量 ℓ
時間	行先・用務		使用者
(自)			運転者 : ◎
(至)			同乗者 :
運行前点検(下記「運行前点検項目」)	<input type="checkbox"/>	アルコール検査	<input type="checkbox"/> mg/ℓ
備考(修理等の記載)	有 料 道 路		

使用前走行距離 km	使用後走行距離 km	实际走行距離 0 km	ガソリン給油量 ℓ
時間	行先・用務		使用者
(自)			運転者 : ◎
(至)			同乗者 :
運行前点検(下記「運行前点検項目」)	<input type="checkbox"/>	アルコール検査	<input type="checkbox"/> mg/ℓ
備考(修理等の記載)	有 料 道 路		

使用前走行距離 km	使用後走行距離 km	实际走行距離 0 km	ガソリン給油量 ℓ
時間	行先・用務		使用者
(自)			運転者 : ◎
(至)			同乗者 :
運行前点検(下記「運行前点検項目」)	<input type="checkbox"/>	アルコール検査	<input type="checkbox"/> mg/ℓ
備考(修理等の記載)	有 料 道 路		

運行前 点検項目	ガソリン ファイバー	エンジンオイル ライト	ブレーキ液 タイヤ	ウインドウォッシャー ブレーキ	冷却水 パーキングブレーキ	バッテリー液 エンジン
-------------	---------------	----------------	--------------	--------------------	------------------	----------------

様式第3号 (第12条関係)

削除

様式第3号 (第12条関係)

	管理責任者 ㊟ (所属長 ㊟)	
	(表) 事 故 報 告 書	
	年 月 日	
	企業長 様	
	所 属： (補)職名： 氏 名：	
	事故車両番号	
	事故発生の日時 平成 年 月 日 () 時 分 ころ (天候)	
	事故発生の場所	
	相手方車両番号	
	相手方 氏 名	
	連絡先	
	事故の状況、損害及び障害の程度	1 人身事故 2 物損事故 3 人身及び物損事故
	事故の応急措置	

	(裏)
事故発生の状況(略図)	

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第4号

阪神水道企業団職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月16日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団職員分限懲戒審査会規程（令和3年管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 委員会は、<u>企業長の諮問に応じ</u>、職員に対する分限処分及び懲戒処分について審査するものとする。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 委員会は、職員に対する分限処分及び懲戒処分について審査するものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第25号

令和5年第2回阪神水道企業団議会定例会を令和5年11月24日阪神水道企業団議会議場に招集する。

令和5年11月17日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄